

琉球大学オープンアクセスポリシー

2024年5月31日

(学長裁定)

(趣旨)

- 1 琉球大学（以下「本学」という。）は、基本理念である「真理の探求」、「地域・国際社会への貢献」、「平和・共生の追求」に基づき、本学の研究成果を広く公開・還元し、地域・国際社会へ貢献するために、オープンアクセスに関するポリシーを以下のよう

(定義)

- 2 本ポリシーにおいて研究成果とは、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌等に掲載された本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の学術論文等の成果物（以下「研究成果」という。）をいう。

(研究成果の公開)

- 3 本学は、研究者の研究成果を、琉球大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）または研究者本人が選択するその他の方法によって、可能な限り誰もが障壁なくアクセスできるよう公開する。ただし、研究成果の著作権等の権利は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 4 著作権等の事由により研究成果の公開が不適切であると研究者または本学が判断した場合は、それらの事由が解消されるまでの期間、当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 5 ポリシー施行以前に出版又は公開された論文や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用しない。

(リポジトリへの登録)

- 6 研究者は、研究成果をリポジトリで公開する場合、リポジトリへの登録が許諾される適切な版をできるだけ速やかに本学に提供する。リポジトリに関わる事項は、「琉球大学学術リポジトリ規程」に基づき取り扱う。

(その他)

7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関して必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(趣旨)

- 1 琉球大学（以下「本学」という。）は、基本理念である「真理の探求」、「地域・国際社会への貢献」、「平和・共生の追求」に基づき、本学の研究成果を広く公開・還元し、地域・国際社会へ貢献するために、オープンアクセスに関するポリシーを以下のよう

に定める。
オープンアクセス（以下「OA」という。）とは、インターネット等を活用して学術論文等の研究成果を無料で公開し、誰もがどこからでも閲覧可能な状態にすることである。これにより、研究成果をより広く周知すると同時に、研究成果の透明性の確保にも繋がる。

なお、OAには、出版社に著者が投稿料等を支払いOA出版するゴールドOA、機関リポジトリ等に無料で公開するグリーンOAがある。本ポリシーでは、琉球大学学術リポジトリに研究成果を登録することにより、グリーンOAを推進するものである。ただし、研究者の判断によりゴールドOAとすることを妨げるものではない。

(定義)

- 2 本ポリシーにおいて研究成果とは、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌等に掲載された本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の学術論文等の成果物（以下「研究成果」という。）をいう。

「研究成果」には、主著・共著にかかわらず、学外の研究者との共同研究成果を含める。

「本学に在籍する研究者」とは、本学に所属し、琉球大学研究者データベースに登録されている者をいう。ただし、研究者データベースに登録のない者についても、本学の構成員が研究成果を琉球大学学術リポジトリに登録することを妨げるものではない。本学構成員のうち大学院生など「本学に在籍する研究者」に含まれないものによる研究成果については、当面は各部局の判断に委ねるものとする。

(研究成果の公開)

- 3 本学は、研究者の研究成果を、琉球大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）または研究者本人が選択するその他の方法によって、可能な限り誰もが障壁なくアクセスできるよう公開する。ただし、研究成果の著作権等の権利は、本学には移転しない。

琉球大学学術リポジトリとは、琉球大学学術リポジトリ規程に基づき、学術リポジトリ運営委員会が運営する本学の機関リポジトリをいう。学術リポジトリへの登録対象とな

る学術研究成果等については、琉球大学学術リポジトリ規程第8号に規定する成果等という。

「研究者本人が選択するその他の方法」としては、ゴールドOAとして出版することなどが想定される。

研究成果を学術リポジトリへ登録することによって著作権が移転することではなく、登録前の著作権者が著作権を保持する。

(適用の例外)

- 4 著作権等の事由により研究成果の公開が不適切であると研究者または本学が判断した場合は、それらの事由が解消されるまでの期間、当該研究成果を公開しない。

著作権等に係るやむを得ない事由により、研究者自身が、研究成果の公開を不適切と判断した場合は、その事由を明示した上で、当該研究成果を非公開とすることができる。ただし、それらの事由が解消された場合は、速やかに公開する。

研究成果の著作権を第三者（出版社等）に譲渡しており、著作権者の許諾が得られないというケースが想定される。ただし、多くの学術出版社は出版後一定の猶予期間を経たのちに、査読済みの著者最終稿を学術リポジトリ等で公開することを許容している。

(適用の不遡及)

- 5 ポリシー施行以前に出版又は公表された論文や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用しない。

ポリシーの施行前に公表された研究成果については、既存の契約内容等によりポリシーにそぐわない事例も想定されるため、遡及的に適用しないものとし、ポリシー施行日である令和6年5月31日以降に公開された研究成果に適用する。

(リポジトリへの登録)

- 6 研究者は、研究成果をリポジトリで公開する場合、リポジトリへの登録が許諾される適切な版をできるだけ速やかに本学に提供する。リポジトリに関わる事項は、「琉球大学学術リポジトリ規程」に基づき取り扱う。

「リポジトリへの掲載が許諾される適切な版」については、研究成果の掲載誌等により異なることから、公開の可否及び公開が可能な原稿の版等については、出版社等へ確認を行った上で提供を行う。附属図書館は「適切な版」や掲載が許諾される時期の確認作業について、支援を行うものとする。

また、本学に提供するにあたっては、リポジトリ登録について共著者全員の同意を得た上で研究成果を提供する。

リポジトリを利用した研究成果の公開に係る事項は、「琉球大学学術リポジトリ規程」及び「琉球大学学術リポジトリ登録細則」に基づき取り扱う。

(その他)

7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関して必要な事項は、関係者間で協議して定める。

ポリシーの実施に際し、学内関係部署や出版社等との調整が必要な場合は、十分な協議を行った上で実施する。